

死亡届出をされた後の各種手続きについて

死亡届出をされた後に、市役所で手続きが必要となる場合があります。

次の項目に当てはまる場合は、各担当窓口へお問い合わせのうえ、お手続きください。

また、市役所以外（金融機関、保険会社等）でも、手続きが必要となる場合がありますが、
手続き、必要書類等につきましては、直接各関係機関へお問合せください。

対象となる方	担当窓口	持参するもの・注意点
介護保険の資格のある方	1F ⑤番窓口 介護保険係 内線 1167 1F ⑩番窓口 保険料係 内線 1133	介護保険証
原動機付自転車(125cc 以下) } 小型特殊自動車 } の所有者 ミニカー } の方 * 上記以外の軽自動車に関しては担当窓口が異なりますので、市民税係までお問合せください。	1F ⑦番窓口 市民税係 内線 1119	ナンバープレート 登録票 届出者の本人確認書類
普通自動車につきましては県税事務所(0799-22-3541)へお問合せください。		
市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等)が課税されている方	1F ⑦番窓口 市民税係 内線 1122 固定資産税係 内線 1114	届出者(相続人)の本人確認書類
口座振替で納税されている方 * 口座振替が停止される場合があります。	1F ⑧番窓口 収納係 内線 1124	振替口座を相続人の口座に変更する場合は 相続人の通帳、印鑑(銀行印)
国民健康保険加入者の方	1F ⑨番窓口 国保年金係 内線 1144・1145	国民健康保険資格確認書 (マイナ保険証の方は不要) * 死亡日より14日以内にお手続きください。
国民年金に加入していたことがある方 年金受給者の方 * 受給されていた年金により担当窓口が異なりますので、国保年金係までお問合せください。		年金手帳、年金証書 どちらもない方は基礎年金番号のわかるもの (戸籍謄本等が必要となる場合があります)
後期高齢者医療被保険者の方	1F ⑩番窓口 医療係 内線 1147・1148	後期高齢者医療資格確認書 * 給付等の手続きにより上記以外のものが必要になる場合があります。
高齢重度障害者 } 医療費受給者証 福祉 } をお持ちの方		各受給者証

児童手当の受給者の方 児童手当の対象の子ども	2F ①番窓口 子ども子育て課 子ども支援係 内線 1226	受給者変更等の手続きが必要になりますので、子ども子育て課までお問い合わせください。 * 死亡日より 14 日以内にお手続きください。
身体障害者 療育 精神保健福祉	2F ②番窓口 福祉課 障害福祉係 内線 1204・1208	各手帳
特別障害者手当 障害児福祉手当 心身障害者(児)介護手当		通帳
心身障害者扶養共済加入者の方		証書
障害福祉サービスを受けられていた方		受給者証
ケーブルテレビの契約者の方	2F ④番窓口 DX推進課 内線 1245	通帳 印鑑(銀行印)
水道料金の口座振替先を変更される方	2F ⑤番窓口 淡路広域水道企業団	金融機関で振替口座の変更の手続きをしてください。 窓口の場合は、通帳、印鑑(銀行印)
水道の契約者を変更される方 もしくは 水道の使用中止(閉栓)をされる方	お客さまセンター (直通)24-7620	本人確認書類 (検針票、または領収書)
犬の飼い主の方	2F ⑧番窓口 生活環境課 内線 1264	新たな飼い主へ犬の登録事項 変更届が必要です。
農業者年金を受給の方	3F ①番窓口 農業委員会 事務局 内線 1332	農業者年金関係の届出窓口は農協になります。(印鑑・戸籍謄本等が必要です)
農地等の所有者の方		相続等で農地の権利を取得したときには農業委員会へ届出が必要です。
市営住宅の 名義人の方 同居人の方 連帯保証人の方	3F ⑤番窓口 都市計画課 内線 1364	各種届出が必要となりますので、 都市計画課まで、お問合せください。
県営住宅については兵庫県住宅供給公社住宅管理事務所(078-232-0050)へお問合せください。		
議員年金 退職者年金を受給の方 遺族年金を受給の方	6F 議会事務局 内線 1602	届出が必要となりますので、 議会事務局まで、お問合せください。